

後期マルクスにおける革命戦略の転換〈2〉

——平和的革命戦略への転換と民主主義——

荒木 武司

はじめに

¹⁾前稿において、1864年『国際労働者協会創立宣言』（第二の『宣言』）に代表される後期マルクスにおいては、48年革命前後のブランキ的「永続革命」論（48年『共産党宣言』すなわち第一の『宣言』）からの変更・離脱がおこなわれ、少数隠謀家的革命戦術から国民的な多数者革命戦略への歴史的転換がおこなわれたことを考察した。それは、前期マルクスにおける革命構想の失敗・挫折の経験と、歴史的な現実的情况の発展に照らした、漸進的・改良主義的の革命路線の導入を意味するものであった。したがってまた、かかる多数者革命戦略への転換は、必然的に革命の合法的・平和的戦略への移動と転換、その探索をともなうものでもあった。

本稿においては、前稿の問題意識を継承しつつ、マルクス・エンゲルスにおける第一の『宣言』から第二の『宣言』の時期における合法的・平和的革命戦略への萌芽と転換に照明をあて、同時に、その延長線上に位置し、それを典型的に体現するエンゲルス最晩年の“政治的遺書”について考察・検討する。その上で補論的にはあるが、19世紀末・世紀の転換点において、マルクス主義における理論と現実の乖離に刮目し、上記“政治的遺書”の現実への適応と発展を意図した、バルンシュタインの改良主義的戦略と民主主義論について論究する。

本論での論理を予め要約すれば以下のようなだろう。「合法的」あるいは「平和的」というとき、両者は緊密な関係にあるとはいえず必ずしも同一の意味を指し示すものではない。平和革命は、一般に合法性を必要にして不可欠な条件・前提とするが、逆は必ずしも当てはまらず、合法性は平和的戦略の十分条件になるとは限らない。というのは、国民多数の支持の下に合法的民主的に新政権が樹立されたとしても、いまや少数派に転落した旧支配者・統治機構が反抗し、内乱・暴力（Gewalt）²⁾に訴えてくる場合がありうるからである。この問題つまり軍事的官僚的統治機構等の権力問題をいかに解決するかは、平和革命戦略を推しすすめる際の重大なポイントとなる。マルクス・エンゲルスはこの問題を最大限つき詰めたが、時代的制約ともかかわって、現代的な平和革命戦略の展望をなお明確に指し示すことができなかった。

結論的にいえば、現代社会における革命戦略の最大の決定因は、議会内外における国民多数の民主的合意と支持ということであろう。それはまた、国民最大多数の合意に基づく民主主義的・改良主義的戦略の選択に連なる。改良主義戦略と民主主義の問題は、来るべき新しい社会主義像すなわち民主主義を通じての先進的社会主義の提示という課題にかかわるが、その問題について

はこの連作の最終稿において果たしたい。

I マルクスとエンゲルスにおける平和的革命戦略への転換

(1) マルクス・エンゲルスにおける平和的革命戦略への転換

既に前稿において考察してきたように、『共産党宣言』の段階におけるマルクス・エンゲルスの革命論は、フランス革命におけるバブーフ等の伝統を受け継ぐ、ブランキ主義的な急進的「永続革命」論の系譜にあった。たとえば、1847年の『哲学の貧困』の末尾においては、「プロレタリアートとブルジョアジーのとのあいだの敵対関係は、階級対階級の闘争、その最高表現に達すれば全面的革命となるところの闘争である。諸階級の対立に立脚する一つの社会が、最後の結末としての血みどろの矛盾、激烈な白兵戦に帰結する、ということに驚くべきことがあるか？」と自ら問いつつ、「戦いか死か、血まみれの戦いか無か。このように、問題は厳として提起されている」と、ジョルジュ・サンドの引用を以て答えている³⁾。また、48年のかの第一の『宣言』においても、「共産主義者は自分の見解や意図を隠すことをしない。共産主義者は、旧来のいっさいの社会秩序を暴力的に転覆することによってのみ自己の目的が達成されることを公然と宣言する。支配階級をして共産主義革命の前に戦慄せしめよ。プロレタリアは、革命において鉄鎖のほかに失うものをもたない。得るものは全世界である。万国のプロレタリア団結せよ！」⁴⁾という、有名な一句を以て宣言を結んでいる。

みられるように、48年第一『宣言』段階のマルクス・エンゲルスは、合法的・平和的革命をできうるならば是としつつも⁵⁾、非合法的・非平和的な革命戦略を敢えて辞さず、むしろ一般的・現実的には、来たるべき革命における暴力革命の形態・方向が鮮明に打ち出されていることは明白であろう。ここにこそまさに、マルクス革命論の原型があり、後述のように、たしかに後期マルクスにおいては48年当時の革命戦略に対する一定の反省と総括がみられ、さらに平和的革命戦略の追求・萌芽・変容がみられるようになるものの、いわばその発想の基底は基本的に終生変わることはなかったといえよう⁶⁾。かくて、マルクス・エンゲルスにとって、プルドンの社会主義やラッサール主義者たちは、政治革命の暴力的形態やプロレタリア独裁を退け、平和的・漸次的な社会改良を目指すものとして、日和見主義と断罪されることになった。このことはまた、後論と重大な係わりをもつ普通選挙権と議会制度を通じた革命戦略が、『共産党宣言』においては全く論及されていないことと符合するものであり、革命過程および将来社会における民主主義の位置づけ、プロ独裁と民主主義、社会主義と民主主義の問題と関連するものである。

ところが、国際労働者協会（第一インタナショナル）における第二の『宣言』の時期になると、「永続革命」論の変更・修正および多数者革命戦略論への移行に照応して、暴力革命論から平和革命戦略への探索・転換がみられるようになる。すなわち、マルクスは1872年第一インター・ハーグ大会後のアムステルダムでの集会の演説において次のようにいう。「労働者は、新しい労働の組織を打ちたてるために、やがては政治権力を握らなければならない。…しかし、われわれはこの目標に到達するための道がどこでも同一だと主張したことはない。われわれは、それぞれの国の制度や風習や伝統を考慮しなければならず、アメリカやイギリスのように…オランダもそれ

につけくわえるであろうが、労働者が平和的手段によってその目的を達成しうる国々があることを、否定するものではない⁷⁾と。なお、上記文言にすぐ続いて実際の演説においては、「〈しかし、これが正しいとしても、大陸の大多数の国々では、暴力がわれわれの革命の梃子とならざるをえないことを認めなければならない。労働の支配を打ちたてるためには、一時的に暴力にうったえるほかないのである〉」という重大な留保条件が付されていたが、それは新聞掲載時には検閲を考慮して削除されている⁸⁾。

いずれにせよ、マルクスが、このように各国における革命の多様な方式や、とりわけその平和的な戦略について直接論及した言説は必ずしも多くないが、上記の演説以外にも、マルクスの『『ザ・ワールド』通信員とのインタビュー』(1871)や、マルクス「社会主義者取締法にかんする帝国議会討論の概要」(1878)、イギリスの社会主義者H・ハイドマン宛ての書簡(1880年12月8日)、マルクスがフランス労働党のJ・ゲードとP・ラファルグに口述の形で指導したとされるその綱領前文(1880年)⁹⁾の中にも、同趣旨の普通選挙権の活用や新しい労働解放の可能性、すなわち革命戦略の新しい可能性にたいする模索と論究がみられる。ここには、平和的戦略に関連して、前期マルクスとは異なる後期マルクスにおける革命戦略の転換ないし模索と探求がみられるといえようが、とはいえ、上述のマルクスの言葉からも分かるように、平和的な革命は望ましくはあるが、それは一般的原則としては認識されておらず、当時の歴史的情況とも重なって、むしろ特殊な例外的事例としてとらえられていたことをうかがわせる。マルクスを以てして、なお時代的・思想的・方法論的限界が大きく立ちはだかっていたというべきであろう。

エンゲルスも、1891年の『エルフルト綱領草案への批判』(以下、『綱領草案批判』)において、「人民の代議機関が全権力をその手に集中して、人民の多数者の支持を獲得しさえすれば憲法上なんでも思うようにやれる国なら、古い社会が平和的に新しい社会に成長移行してゆける場合も、考えられる。つまり、フランスやアメリカのような民主的共和国や…王朝が人民の意思にたいして無力であるイギリスのような君主国ならば、そういうことも考えられる¹⁰⁾」と。しかし同時に、この時点のエンゲルスは、上記文章に後続して、「だが、ドイツでは、政府がほとんど全能で、帝国議会その他すべての人民代表機関に実権がない」。いわば議会は「絶対主義のイチジクの葉」に過ぎず、つまり、「公然たる共和主義的な党綱領を掲げることさえ許されない」ドイツにおいて、平和的な方法でことが進むことができるかのように考えることは途方もない幻想である¹¹⁾という。先のマルクスと同じように、平和的戦略に留保条件をつけドイツを除外していることに注意をうながしておきたい。

また、視点は異なるが諸国民間の戦争の危険に際して、同じくエンゲルスの『ドイツにおける社会主義』(1891)においては、「ドイツの社会主義者としては、平和が彼らに約束する確実な利をえらばずに、戦争に一切を賭ける方策をえらぶのは、狂気の沙汰といふべきであろう¹²⁾」と述べている。さらに、多少時間を少し遡るが、1884年の『家族、私有財産および国家の起源』においても、代議制国家における普通選挙権の問題に関連して、一定の留保つきながら次のようにいう。「普通選挙権は労働者階級の成熟の測度計である。それは、今日の国家ではそれ以上のものとはなりえないし、またけっしてならないであろう。しかし、それだけで十分である。普通選挙権の温度計が労働者のあいだで沸騰点をしめすその日には、労働者も資本家も、どうすべきかを知るのである¹³⁾」と。議会と選挙制度の意義を認めている。

上記のエンゲルスの文章は、いずれもマルクス死後（1883年）において、マルクスの遺言執行を意識して執筆されたものであり、第二の『宣言』以降におけるマルクス・エンゲルスの平和革命戦略探索の跡を示すものであるが、その到達点と目されるのが、1895年のエンゲルスによる『カール・マルクス「フランスにおける階級闘争」への序文』（以下『階級闘争序文』あるいはたんに『序文』と表記）である。

（2）エンゲルス“政治的遺書”における平和的革命戦略

エンゲルスの『階級闘争序文』は、マルクスの『フランスにおける階級闘争—1848年から1850年まで—』（1850）の再刊（1895年）に際しそれに付された序文であるが、エンゲルスの死（1895年8月）の数ヶ月前に書かれたものであり、いわば彼の絶筆となったものである。それが、後にベルンシュタインにより「エンゲルスの“政治的遺書”」と呼ばれて以来、かかる別称を以てひろく膾炙されてきた¹⁴⁾。それをここで採りあげるのは上述のような因縁だけでなく、その内容の重要性からくることは言うまでもない。ただし、本論では、ここでのテーマと問題関心に関連して、概括的に、後期マルクス段階における革命戦略とりわけ平和革命論にかかわる論述に、考察の重点がおかれる。

① 『序文』におけるエンゲルスは、まず48年2月革命当時の戦略的誤りを認め、その大胆な清算の上に、新たな革命の戦略と方向すなわち「永続革命」論から「多数者革命」戦略を探索し以下のように展開していく。

2月革命が勃発したとき、われわれすべてのものは「フランスの歴史的経験」（バブーフやブランキ）にとらわれていた。「歴史に照らして、われわれもまた誤っていたのであり、当時のわれわれの見解が一つの幻想だったことを暴露した。…1848年の闘争方法は、今日では、どの関係からも時代おくれとなっている。」「一度の打撃でもって勝利を獲得することは思いもよらず、きびしいねばり強い闘争によって陣地から陣地へと徐々に前進しなければならず、そのことは、1848年にかんたんな奇襲によって社会を変革することがいかに不可能であったかを、決定的に証明している。」さらに、それから20経ったパリ・コミューンでさえ、「いまだ労働者階級のこうした支配が、いかに不可能であったかが、またもや示された」と。すなわち、あの旧式な反乱、「最後の勝敗を決めたバリケードによる市街戦は、はなはだしく時代おくれ」となっており、つまり、「奇襲の時代、無自覚な大衆の先頭に立つ自覚した少数者が遂行する革命の時代は過ぎ去った¹⁵⁾」のであると。

② そのような変化が何によって起こったのかについて、エンゲルスは主として二つの点から説明している。一つは、経済関係の発達であり、産業革命とその結果としての階級関係の進化・明確化である。逆に、「歴史は、大陸における経済発達の水準が、当時はまだ到底資本主義的生産を廃止しうるほどには成熟していなかったことを明白にした。」1848年以來経済革命は全大陸を巻きこみ、そして、ドイツにおいても「漸くほんとうの大工場が根をおろし、第一級の工業国」となり、「ほんとうのブルジョアジーとほんとうの大工業プロレタリアートを生みだした」という。二つは、‘将軍’エンゲルスの得意とする軍隊と軍事技術上の巨大な変化である。それにより「バリケードはその魔力を失っていった」という。しかし同時に、エンゲルスは、「市街戦の古典時代においてさえ、バリケードは、その物質的效果よりも精神的効果の方が大きかった。

…将来おこるかもしれない市街戦の成功の機会について研究する場合にも、これが着眼すべき主要点である」と言うのを忘れていない。さらに、近代の軍隊における、一般兵役義務と財政破綻の相互不可避的増進と矛盾の拡大による、いわゆる「軍国主義滅亡の弁証法」¹⁶⁾についても論及している。要するに、「国民間の戦争の条件も変化したが、それにおとらず階級闘争の諸条件も変化した」¹⁷⁾のである。

③ とすれば、48年当時の古い「永続革命」戦略に代わり、エンゲルスによって提起される新しい革命戦略とはどのようなものか。

イギリスはもとよりフランスその他の大陸諸国においても、歴史は「少数者の革命から多数者革命への転化」を促し、したがってまた、選挙制度の普及は「これまで欺瞞の手段であったものから、解放の道具に」かわり、かくて、「選挙権の獲得つまり民主主義の獲得を」戦闘的プロレタリアートのもっとも重要な任務としてきた。ドイツの労働者と社会民主党は、「1866年に実施された普通選挙権を賢明に利用したおかげで、党の驚くべき成長」を示した。ビスマルクによる社会主義者取締法の下でさえ、普通選挙権は議会内の敵や議会外の大衆に話しかけることのできる演壇を開いてくれた。いまや「宣伝と議会活動という気長な仕事」「プロレタリアートの全く新しい一つの闘争方法として」、「〈受動的なバリケード戦術よりも公然たる攻撃〉」として、敵を絶望におとし入れることに成功を取めつつある。すなわち、「ドイツの労働者は、普通選挙権はいかに使われるものかを、万国の労働者に示すことによって、一つの新しい武器を、もっとも鋭い武器の一つを供給した。」「ブルジョアジーと政府は、労働者党の非合法活動よりも合法活動をはるかにおそれ、反乱よりも選挙の結果をはるかに多くおそれるようになった」¹⁸⁾という。

④ 最後に、「〈それでは、将来においては、市街戦はもはや何の役割も演じないといえるのか?〉」

この問いに対し、エンゲルスは「〈断じてそうではない。〉」「われわれは革命の権利を放棄したわけでは決してない」と答える。しかし、「〈将来の市街戦〉」は、先にも述べた軍事技術の巨大化等の不利な状況を「〈別の諸契機で埋め合わせた場合にのみ勝つことができる。〉」投票を通じての国民多数の合意の獲得という「長い根気づよい仕事」がなによりも必要となる。その時、「世界史の皮肉は、すべてのものを逆立ちさせる。われわれ『革命家』は、非合法手段や転覆によるよりも、むしろ合法手段をもちいるときに、はるかに威勢よく栄えるのである。」自称秩序党は「合法性がわれわれを殺す」と叫ぶだろう。したがって、「もしわれわれが、彼らの気に入るように市街戦に駆りたてられるほど狂気じみていないなら、そのとき彼らとしては、結局、宿命的な合法性を自らぶちこわすほかなくなる。」「一方の側で契約を破ればその契約は全部解消して、他方の側でもそれに拘束されない。…〈諸君がドイツ国憲法を破棄すれば、社会民主党も自由になって、諸君に対して好きな行動をとることができる。しかし、そのとき党がなにをするか、一そいつはいまは諸君にもらせない!〉」¹⁹⁾と。

(3) エンゲルスにおける転換への最後の挑戦

以上、エンゲルス『序文』の骨子を概括的に述べてきた。エンゲルスにおいては、未だ必ずしも暴力革命を全面的に否定しているわけではないが、合法性の尊重、議会制度の重視という社会主義の漸次的拡大の可能性について、48年革命当時の戦略はいうまでもなく晩年のマルクスと比

べても、大きく革命情勢の評価と平和的合法的方向への戦略転換が図られていることが分かる。修正主義論争は、バルンシュタインではなく実はエンゲルスにその端緒があるという論もあるように、二人の死を分かち12年の歳月は、世紀末の転換点における両者の現実認識の差として、端的にいえば、「社会主義鎮圧法の下で死んだマルクスと、同法廃止後の社会民主党の躍進を見ることのできたエンゲルス²⁰⁾」の隔たりとして指摘される。ビスマルクによる鎮圧法下における「アメとムチ」の政策は、その「アメ」の側面としては世界最初の社会保険法、労働者障害保険、養老廃疾保険等の実施となり、労働者階級的生活状態はまがりなりにも向上・改善されていく。また、普通選挙制度の施行とともに、すでに鎮圧法下の1887年の帝国議会選挙において76万票・11議席を獲得していたが、さらに社会民主党（以下SPD）は合法化され、90年には143万票・35議席、93年には178万票・44議席を獲得・大躍進していく（以後も第一次大戦までは選挙ごとに躍進、1912年には425万票・110議席を獲りついに帝国連邦議会第一党となる²¹⁾）。

ところで、先に、エンゲルスの95年『序文』が革命の平和的移行の問題を、帝政下ドイツの状況をその射程に入れて論じているのに対し、その4年前の上述91年『綱領草案批判』ではドイツについては除外されていることに注意を促しておいた。とすれば、このエンゲルスの主張の変化は、いつ・どのように変わったのが問題となる²²⁾。すなわち、結論的にいえば、最晩年のエンゲルスは、91年から95年にかけて、平和的合法の戦略の方向にさらに大きく舵を切ることによって、プロレタリア革命の新たな展望をきり拓き後継者に遺さんとした、とおもわれる。かかる意味で『序文』は、まさにエンゲルスの“政治的遺書”といえるものであった。

91年3月のエンゲルスによるマルクス『フランスの内乱』（1871）への「序文」と91年6月の『綱領草案批判』の間に、一つの大きな変化が認められる。前者において、エンゲルスは往時のマルクスの構想を敷衍しつつ、パリ・コミューンとプロレタリア独裁の関係について述べているが、従前の彼らの考えととりわけ異なるところはない。そこでは「民主的共和制も君主制となら選ぶところがない。」国家のがらくたをすっかり投げすてた「パリ・コミューンを見たまえ、あれがプロレタリアート独裁だったのだ²³⁾」といていた。それが後者では、「ドイツで共和制を、…平和的な道によって樹立できるかのように考えるのは途方もない幻想である」と警告しつつも、「わが党と労働者階級とが支配権をにぎることができるのは、民主的共和制の形態のもとだけである。この民主共和制は…プロレタリアート独裁のための特有な形態である」と、民主共和制に対する評価を肯定的な方向に大きくかえている²⁴⁾。一つの重大な変化が看取される。ところがさらにまた、上述のごとく、95年3月の例の『序文』においては、上で否定されていたドイツにおける平和的合法的な道が、いまやドイツを含めて追求・推奨されているのである。ここには、民主共和制の積極的な評価と平和的な道とが重なることによって、革命戦略上のさらに大きな変化が認められるといえよう。

この間の事情を説明するものに、92年11月3日付のポール・ラファエル宛書簡と翌93年5月の『ル・フィガロ』紙特派員とのエンゲルスのインタビュー記事がある。エンゲルスは、前者において次のようにいう。「バリケードと市街戦の時代は永久に過ぎ去りました。もし軍隊が戦うならば、抵抗は狂気の沙汰になります。そこで新しい革命の戦術を見いだす義務があります。僕はしばらく前からこのことについて考えていますが、未だまとまっていません²⁶⁾」と。後者は、ドイツ帝国議会における軍事予算の問題および来る93年6月の選挙戦の予想などについて、フランス

の保守系新聞『ル・フィガロ』のインタビューに回答したものだが、彼はいう。「私からみると、わが党が政権を担当するように請われる日は近い。…今世紀の末ころ、恐らくあなた方はこの大事件が実現するのを見るでしょう²⁷⁾」と、ドイツにおける平和的合法的移行の可能性を念頭に、極めて楽観的に答えている。事実、少なくとも93年の選挙結果（とくに得票数）についてはエンゲルスの予測通り、先にも述べたように前回90年をはるかに越える178万票・44議席を獲得し、総投票数767万票の約4分の1に迫る躍進を成しとげたのであった。

要言するに、1892・93年の時期に、状況の進展と一定の確信のもとに、エンゲルスの最後の転換は開始されたといえよう。P・ラファルグ宛書簡の段階において、新構想への変換はすでにかなり煮詰められていたものの、「新しい革命の戦術〔は〕…未だまとまっていません」と回答していたものが、経済的・軍事的な現実的諸情勢の変化およびその分析と検証、あるいは合法化SPDの躍進に次ぐ躍進に媒介されて、『ル・フィガロ』紙へのインタビュー記事となり、また、前稿でも考察した『フランスとドイツにおける農民問題』(1894年)²⁸⁾の執筆等の中にはさみ、最終的にエンゲルスの“政治的遺書”に結実していったとみられるのである。それは、マルクス亡き後それをこそ自らの使命とした、まさしくエンゲルスを以てしかできない最後の営為、革命戦略の合法的平和的転換への最後の挑戦であった。

II エンゲルス『序文』における平和的革命戦略の歴史的位相

それでは、後期マルクスの革命戦略、その最終的到達点とみなされるエンゲルス『階級闘争序文』における革命戦略の構想は、どのように歴史的に位置づけ評価されるのだろうか。今日の先進資本主義国の社会主義的変革の観点からみた、先進国革命の現代的諸条件とどこまで合致し適応するといえるだろうか。最後に、平和的合法的革命戦略の視角からその歴史的位相について考察を加えておきたい。

既にもみてきたように、後期マルクスおよびエンゲルスは、暴力を使うことなく革命が平和的に達成されるとすればそれに優ることはないとし、平和的合法的革命の条件と可能性を追求した。しかしながら、マルクスはもとよりエンゲルスも平和的革命の条件については、その可能性を決して一般化することはなく、むしろ一般原則としては、当時の状況の下では革命=暴力革命ととらえ、その平和的可能性は特殊な例外的ケースととらえられていた。換言すれば、マルクスもエンゲルスもその拡張した一般化は厳に退け、革命の平和的可能性の最低条件としては、民主的共和制における立憲主義、憲法に基づく普通選挙権の施行、議会制度の下での政権交代の保証を要求しており、さらに特殊的にはその国の制度・風習・伝統と結びついた軍隊や官僚制の人民的編成を問題にしていた。それら立憲的・議会主義的諸条件は、当時とは異なり今日の先進国においては、なお歴史的・内容的に不十分といえども、基本的に、ほとんどの国において満たされている。しかし、エンゲルスは、さらに上記の条件と状況の下においても、旧支配階級が最後に必死の抵抗と反乱を起こすことを想定しており、議会制度と普通選挙を通じた闘いを当面の第一義的課題とおさえつつも、暴力と武装闘争の可能性を否定しておらず、むしろそれを不可避の「宿命」²⁹⁾とさえとらえている。

たとえば、エンゲルスは先述の『ドイツにおける社会主義』において、次のようにいう。「合法性はかなりわれわれの役に立っており、それが続く限りそれを破るようなことをするのは愚かなことであろう。暴力によってわれわれを粉碎するため、真っ先に合法性を破るのはブルジョアとその政府ではないか、知りたいものである。それをわれわれは予期している。…疑いもなく、彼らがさきに発砲するであろう。³⁰⁾」そしてまた、『序文』においても先にも引用したが、「もしわれわれが、彼らの気に入るように市街戦に駆りたてられるほど狂気じみていないなら、そのとき彼らとしては結局、この宿命的な合法性を自らぶちこわすほかなくなるだろう」といい、すべからくプロレタリアートの強力部隊を「決戦の日」に備えるように促している。³¹⁾したがって、エンゲルスは、当面、平和的合法的な闘いをすすめるとしても、議会的合法性の枠内でことは最終的に決着せず、敵の反乱によって「決戦」の日が来ることをおよそ不可避であると捉えていたことが分かる。かかる意味では、エンゲルスの平和的革命戦略が成就されるのは、当時の歴史的情況にも規定されて、事実上、極めて特殊例外的で希有なケースと論定されるものであった、といわなければならない。というよりさらに言えば、彼らのいう「プロレタリアートの独裁」とは、もともと法的合法性の外部にあるもの、それを超越するものであり、その方法論的基礎からして、根本的に平和革命論の坪外にあるものであったということができよう。理想社会は本来的に法を必要とすることがなく、³²⁾而して独裁国家も同様であるとの原理的認識があった。

ここでは、上述の平和革命の発展の可能性を、年代記的順序とは関係なくその後のロシア革命におけるレーニンの経験を含め、比較史的に考察すればどのような歴史的位相をもって表れるか、さらに検討しておきたい。

(1) 1917年ロシア10月革命におけるレーニンの平和革命論

まず平和的革命戦略のうちその最左翼に位置するのはレーニンの平和革命論であろうが、レーニンも革命の平和的可能性を追求しないわけではなかった。しかしながら、レーニンは、「国家は階級対立の非和解性の産物」であり、国家は社会に対し外的な権力であるからして、プロレタリア革命は「ブルジョア国家機関を暴力的に破壊し、これを新しい機関に置き換えることなしには不可能である³³⁾」と言明しており、しかもさらにそれを普遍の原則とみなすに到る。たとえば、マルクスの先の平和的革命の可能性に関する言及に対して、カウツキーに反論しつつ、次のようにいう。マルクスが問題にしたのは、「前世紀の70年代のイギリスのこと、独占以前の資本主義が頂点に達した時期のこと、軍閥と官僚とがもっとも小さかった国のこと、労働者がブルジョアジーから『買いもどす』こと、社会主義の『平和的』な勝利の可能性がもっとも大きかった国のことである」³⁴⁾と。マルクスのいうイギリスにおける平和革命の可能性の「一定の諸条件」を、1870年代のイギリスに限定し、第一次大戦を直接的契機とする国家独占資本主義の成立と軍閥・官僚制度の肥大化がそれを不可能にしたという。資本主義の帝国主義段階は、経済における独占資本主義、政治における軍国主義と抑圧の官僚制度、労働運動における日和見主義の形成と発展によって特徴づけられる。それゆえ、「マルクスが70年代に、イギリスとアメリカでは社会主義への平和的移行が可能であると認めたことを引き合いにだすのは、詭弁家の論証である³⁵⁾」とカウツキーに反駁する。

またレーニンは、ロシアの2月革命後、10月革命前夜の緊迫した状況の中で、平和的移行の可

能性について論及している。レーニンは、まず、1917年2月(27日)から7月(4日)までの間、革命の平和的發展は可能であったとする。この期間、権力は臨時政府とソビエトの所謂「二重権力」の状態、すなわち一方において国家権力は不確定で過渡的な動揺状態にあり、他方では武装した労働者・兵士・大衆からなるソビエトがあった。「武器は人民の手にあり、外部から人民にくわえられる暴力がなかったこと—まさにこの点に問題の核心があり」「全権力をソビエトに！」³⁶⁾に移すことを決断すれば、平和的發展の道を実現することができたという。しかし、エス・エルやメンシェヴィキからなる当時のソビエト指導部はこのチャンスを逃し、7月になるとブルジョアのケレンスキー臨時政府の大衆に対する武力弾圧、8月末にはコルニーロフの反乱が起こる。しかし、ペテログラードとモスクワ・ソビエトの反撃のまゝに反革命は敗退し、再度レーニンは、9月から10月にかけて、躊躇せず権力を掌握することを提起する。「今ならば、ただいまだけ、おそらく数日か、あるいは1～2週間のあいだだけ、〔プロレタリアートと貧農の〕政府をまったく平和的に確立することができるであろう³⁷⁾」と。エス・エルとメンシェヴィキはこの提案を拒否し、かくて1917年10月7日ボリシェヴィキは武装蜂起し権力を掌握する。

上述のレーニンの平和革命戦略の論理とその具体的実践の素描より、レーニンの平和革命論を以下のように特徴づけることができよう。第一に、たしかにレーニンも革命の平和的可能性を追求していたとはいえるが、その「平和革命」論はレーニン自身もいうように、「歴史上きわめてまれな、またきわめて貴重な可能性、例外的にまれな可能性³⁸⁾」と捉えられており、20世紀資本主義の帝国主義段階の現実においては、むしろ武装蜂起をもってする暴力革命こそ革命の一般的な形態だとされていることである。第二に、レーニンの平和的移行の具体的追求においては、上述2月から7月そして9月から10月の経過にみられるように、絶えず武装されたソビエトを背景とし前提とした限りでの平和的 pursuit、あるいは僥倖としての平和的可能性というべきものであり、やはりそれは武力を背景とした暴力革命論の一変型形態とみなされるものであろう。第三に、レーニンの平和革命論は、一定の長期性をもって準備され遂行される平和的革命「戦略」というよりも、むしろ革命過程の短期的局面に照応して時々刻々変化するような、いわば平和的革命的「戦術」というべきものととらえられる。

したがって、要約すれば、レーニンの平和革命的「戦術」論は、後期マルクス・エンゲルスの探求した平和的革命的「戦略」とは異質のものであり、当時のロシアの後進性に強く規定づけられたものであった。敢えて言えば、その一般化はもとより少なくとも、先進資本主義国における現代革命戦略のモデルからは遠く位置するものと結論されよう。

(2) 後期マルクス・エンゲルスの平和的革命的戦略

それではもう一度レーニンに対する上記考察(1)と比較しながら、エンゲルスの『序文』に即して、その革命戦略の歴史的位相について再審・総括しておきたい。

平和的革命的戦略に関して、マルクス・エンゲルスとレーニンの最大の相違点は以下の点にあった。すなわち、上述のようにレーニンは、48年革命前後の前期マルクスおよびパリ・コンミュン期(前期マルクスの一時的再発³⁹⁾)の諸命題を原則的に護持しつつ、後期マルクス・エンゲルスによる平和革命の可能性については、その有効性を前世紀70年代のイギリスに限定し、帝国主義の成立をみた20世紀においては妥当しえないものと、その戦略的發展の可能性を封じ込めた。それ

に対し、マルクスとエンゲルスは、1870年代においては当時未だ不十分であったにせよ、イギリスをはじめヨーロッパ諸国における民主的共和制の成立、および普通選挙権の普及と議会制度の発展に眼をむけ、そこに新しい革命戦略の前進の可能性を認めた。換言すれば、平和革命の発展の可能性に関する評価は、マルクス・エンゲルスとレーニンとは歴史の前進に対して全く逆方向であったといえる。⁴⁰⁾確かにレーニンは、天才的な洞察をもってマルクスの資本主義分析を発展させ、帝国主義段階における独占の成立とその下における帝国主義的世界戦争の不可避性を論証し、後進国ロシアにおける革命を完遂した。しかし、その革命戦略は先進資本主義国においては、それを適用し成功させることができるものではなかったと言わなければならない。⁴¹⁾

かかる意味では、後期マルクス・エンゲルスは、全体として、歴史の発展方向を見誤ることなくそれに眼をむけ、多数者革命戦略に基づく平和的革命戦略の方向を追求した。エンゲルス『序文』の論理を拡張・発展すれば、なお留保条件が付されなお未発展であったとはいえ、いまや革命戦略における合法的議会闘争の意義が確認されていた。また、軍事的観点からも、新しい軍事技術・破壊的兵器の開発による悲惨な結末を避けるため、レーニンとは反対に、平和革命の戦略はますます多くの人々の希いとなり現実化されざるをえないとみなされた。それは、「戦術」を超える長期的な「戦略」として定置されたものであった。しかしながら、なお彼らのおかれた歴史的・方法論的限界のもとで、平和的合法的革命戦略の新しい可能性を全面的に展開することはできなかった。その一つの最大の制約をなした問題は、資本主義および資本主義ブルジョアジーの階級の本質の不変性という問題把握による、旧支配階級の抵抗・内乱の「宿命的」不可避性にかかわるものであった。本論冒頭にも述べたように、この問題は、確かに革命の究極的問題の一つであり、革命の最終局面におけるいわゆる「敵の出方」如何という問題として、20世紀以降の今日の革命戦略論においても、理論的にまたさらに実践的に、なお未解決の重大問題といえる。エンゲルスのこの問題に対する回答は、レーニンの戦術的回答とは異なる意味において、階級闘争一元史観とも結びつき、平和的方向への転換においてなお曖昧さが残りなお過去の時代的制約を引きずるものとなっていたといえよう。

たしかに、多少過去に遡れば、ヴァイマル共和国の民主的憲法体制を崩壊させ、国会放火事件等のデマゴグ・暴力・テロ行為と「全権委任法」（1933年）により議会制民主主義を圧殺したナチスの蛮行、比較的近くは、1970年チリにおいて自由選挙により合法的に成立した社会主義政権・「人民連合」の首班・アジェンデ大統領に対する、1973年9月、アメリカCIAの後押しをうけたピノチェトの軍部・反革命クーデターによる政権転覆など、今日でも決して等閑視されえない問題がある。そのような事態に対し、本論は無抵抗主義を主張するものではない。人がその生命に危害が及ぶとき、何人にも自然権としての法的・人道的「正当防衛」の権利が存在するように、合法的民主主義の侵害に対しては、正当な自衛・抵抗・革命の権利があることはいうまでもない。それは、現代民主主義の立場からしても、放棄することも否定することもできない権利である。しかしながら、逆に、エンゲルス『序文』にいうように、旧支配階級による反乱を不可抗的なものとみて、同時並行的に「合法的」武装（＝合法的暴力革命）を準備するとする論理には、必ずしも直結しえないだろう。現代の国家と統治機構は当時とことなり、民主的勢力の力の結集如何によっては可変的でありうる。『序文』における「敵の出方」論・その宿命観は、主体がなお圧倒的に受け身な、当時の歴史的な条件に制約され規定された、「消極的」・ネガティブな平和

的革命戦略というるだろう。

(3) 現代の先進的多数者革命戦略の探索

今日、世界の情勢は、19世紀後半～末にかけてのマルクスやエンゲルスの時代はもとより20世紀初めのレーニンの時代とも、根本的に変わった。相変わらず資本主義は頑強に存続しているとはいえ、世界戦争(=核戦争)回避の可能性はもとより諸体制の平和的共存、革命形態の多様性と高次社会組織への平和的移行の可能性等が、理論的に焦眉の課題として提起されている。それら可能性はたんに可能性としてではなく現実性をもって議論されうる段階に到っている。民主主義議会制度は先進資本主義国の政治制度のなかに遍く普及し、国民多数の意思を表明する機関として定着している。民主主義と社会主義を目指す勢力ははるかに大きくなり、幾多の紆余曲折はありながらも、それは資本主義に変わる一つの重要なオルタナティブと目されている。労働者階級および勤労諸階層の生活と福祉は向上し、国民の多数意思のもとに議会を通じて、基本的生産手段の社会化を実現する可能性はますます開けつつある。もちろん、議会制度は万能というわけではなく、議会外の広範な大衆の運動あるいは市民運動等と諸党派による統一戦線の発展が不可欠であり、議会内外における安定した多数派を真に形成するときこそ、上記「敵の出方」に左右されることなく、「積極的」・ポジティブな意味での平和的革命戦略が成就されうるだろう。

かかる状況は一挙に現れるわけではなく、不断のねばり強さと着実で漸進的な、「陣地戦」⁴⁴⁾ともいうべき改良主義的戦略の積み重ねによって達成される。反独占の民主主義的基本綱領の下、国民主権の実体的回復と実現・行政官僚の監督と権限縮小・軍事部門の縮小ないし中立化・労資間企業経営関係の調整はもとより、独占的産業部門の民主的・国民的統制と公有化、公共部門の経済管理における勤労者のイニシアティブの発揮、小農民的所有並びに中小零細生産者の生活擁護等の諸変革が、自由と民主主義を絶えず拡大する方向でおこなわれていかなければならない。国民多数の総意のもとまったく勝利の帰趨が明らかなき、多少とも理性ある人間ならば、誰しも敗北が約束された闘いは回避しようとするであろう。言うまでもなく、改良主義的政策や民主主義とはある意味では二面性をもち、それは現実的妥協(選挙協力・連立内閣・政権交替等)であり、たんなる譲歩とはいえない次善=セカンド・ベター⁴⁵⁾の選択である。社会の根本的変革を漸次的にできるだけ痛みを少なく平和的な道に沿っておこなうことは、民主主義と社会主義をのぞむ勢力はもとより、文字通り「全国民」の希いと利益にかなうことであろう。それは、たんに労働者階級だけの事業ではなく農民・中小業者・インテリゲンチヤをふくむ、国民全体の総意に基づく事業に外ならない。かくて、現代の先進的多数者革命論は、国民の多数者革命としてのポジティブな意味での平和的革命戦略となる。

すでに、旧来の社会主義を抜本的に見直す新たな胎動は、第二次世界大戦後の世界情勢の根本的变化を背景として、1956年旧ソ連共産党20回大会における「雪解け」に始まり、その後、「モスクワ宣言」(1957年)、「モスクワ声明」(1960年)⁴⁵⁾において、新しい社会発展の可能性が萌芽的・先駆的に定式化され、先進的民主主義から現代的社会主義を目指す新しい運動として、1958年12月「フランス・イタリア共産党共同宣言」、59年4月「ヨーロッパ共産党六ヶ国共同宣言」、59年11月の「全勤労者・全民主主義者へのヨーロッパ資本主義〔十七ヶ国〕共産党のアピール」(「ローマ・アピール」)⁴⁶⁾等に示されてきた。それらはなお端緒的であり必ずしも平坦かつ一極に収

斂するかたちで進められてきたわけではなく、その後またユーロ・コミュニズム論争等⁴⁷⁾を経過し、さらに旧共産主義圏の全面崩壊を経験する中で、今日、原理的にして根底的な再検討が要請されているといえる。むしろ理論的にも実践的にもより錯綜を重ねており、いずれにせよ未だ確たる方向性が見出されているわけではない。しかし、未来は多様にして豊かでありかつ不確定である。未来への主体的探索は決して完結することはない。人類としての歴史を巨視的にみると、よりよき社会に向けての探求は止ることはないといえよう。かかる意味において、ベルンシュタインのアフォリズムがわれわれの脳裏に甦る。「運動がすべてであって、窮極は無である」⁴⁸⁾。

Ⅲ 〈補論〉ベルンシュタインの改良主義戦略と民主主義論

1895年8月フリードリヒ・エンゲルスは75年の波乱の生涯を終え、かねて有能な後継者と目され信頼がよせられていたエドゥアルト・ベルンシュタインに、A・ベーベルとともにエンゲルスの遺言執行人の一人として主として遺稿の管理が彼に託された。いまやマルクス・エンゲルス亡き後、運動の未来を担うものとして、翌1896年から開始されるベルンシュタインの連載論文『社会主義の諸問題』、および後に集大成されかの修正主義論争の発端となった『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』⁴⁹⁾は、当のベルンシュタイン自身の意図においては、二人の師の理論的遺産を継承しとりわけエンゲルス“政治的遺書”の延長線上に、変化する歴史の諸条件に合わせそれを発展させんとする使命感から出発したものに外ならなかった。その場合ベルンシュタインは、経験を重んじそれと合致しない空虚な理論や命題を排し、社会民主党の実践をなによりも現実⁵⁰⁾に近づけようとした。かくて、エルフルト綱領における公式理論と実践との落差、さらにはマルクスの理論的諸命題と現実との食い違いが問題とされる。

ベルンシュタインの論理は以下のようにたどられる。第一に、マルクスによる絶えざる「窮乏化」という理論的予言にもかかわらずむしろ労働者の名目賃金は不断に上昇していること、それどころか「アメとムチ」のビスマルク体制の下で世界最初の社会保険法・労働者障害保険・養老廃疾保険等の社会政策が整備されていったこと、また、資本主義発展の両極分解論に背理して新旧中産者層の増大・再生産がおこなわれていること、さらにまた、恐慌はたしかに周期的におこるものの必ずしも先鋭化・険悪化する徴候はないこと等の、理論と現実との乖離が問題とされる。第二に、上記ごとき現実的情勢の下で、マルクス主義理論の説く窮乏と抑圧の結果としての、資本主義的生産様式のカタストロフ＝大破局が容易にはおとずれものではないとすれば、社会民主党は危機的状況の待望による破局的革命よりも合法的改良主義の戦略こそが採られるべきであるとされる。第三に、社会主義到来の必然的決定論はマルクスによってなんら検証されておらず、「社会主義は思弁的理想主義という要素を内包していること、科学的に未証明なもの、あるいは科学的確認不能なものを含んでいる。」すなわち、社会主義の実現は「必然」⁵¹⁾(または認識)の問題ではなく「倫理」(または意志)の問題であるとされる。資本主義の悲惨な結末と社会主義への希望の間には必然的な関係はない。

したがって、ベルンシュタインにおいては、後述の彼の民主主義論と重ね合わせるとき、現代の先進社会における社会主義的変革の活動と営為は、窮乏による生死の淵において起こるのでは

必ずしもなく、むしろ資本主義の下での文明化作用による労働者の「市民化」と倫理的向上の結果として、主体的に選択・実現されるものと考えられたとみられよう。かかる論理を石柱として、資本主義の枠内での社会主義の先行的選択、漸次的・改良主義的戦略選択が提起された。「[改良主義的]改革は、それが一層均整のとれたものとなるため、実際よりも緩慢なものにみえる。けれども、その方向は見まごうべくもなく⁵²⁾」、それゆえ逆に後退は起こりにくい、と。概括的にいえば、ベルンシュタインは、13年に及ぶイギリス生活(国外での亡命生活全体は22年)の経験とそこでの進んだ社会運動の理論を積極的に摂取し、そしてまた世紀の転回点における資本主義の新たな地平と発展傾向を観察することにより⁵³⁾、唯物史観の一元論的価値観を多元論的歴史観に、必然的決定論を主体的・倫理的選択肢に、終末論的な窮極的革命観を永続的な改良主義的戦略に転換させようとした。かくて、マルクスの権威的命題の批判と修正の上に、現代社会主義の核心部分にふれる大胆な問題提起をおこなったといえよう。なお、ベルンシュタインは平和革命について、特別の一項を書いているわけではないが、破壊・暴力・独裁を排斥する彼の論理からして、平和革命論の立場にあることは自明である。ここではさらに、ベルンシュタインの改良主義の戦略提起とも関連する彼の民主主義論について考察しておきたい。

「民主主義とは、手段であると同時に目的である。それは、社会主義をかちとるための手段である。また、それは社会主義実現の形態である。」「民主主義とは、階級の事実的止揚ではまだないにしても、原理的には階級支配の止揚である⁵⁴⁾。」これはベルンシュタインの民主主義にたいする最も有名な規定であるが、民主主義をたんなる手段としてではなく、それ自体社会主義に通じる価値ある独自の目的・形態と明確に位置づけている点で、マルクス・エンゲルスとはニュアンスを異にする画期的な命題といえる。また、民主主義とは、社会全成員の平等の権利という観念を包摂しており、語源的にも多数者である「人民の支配 *demokratia*」として理解されるが、ベルンシュタインにおいては、多数者による個人の抑圧・専制という非民主的観念も排除され、そこからマルクスとは反対に、フランス大革命におけるジャコバン「独裁」のごときものは否定される。民主的な平等の権利が拡張されていけばいくほど、万人にとっての自由の実現可能性は広がっていく。したがって、民主主義は思想的に平等および自由の概念と結びつくが、ベルンシュタインにおいては社会主義にとって自由こそ本質的なものとされる。歴史的近代における自由主義は、たしかにブルジョア的所有権を擁護する自由放任主義として現れたが、「世界史的運動としての自由主義についていうならば、社会主義はたんに時間的順序からだけでなく、その精神的内容よりして、自由主義の正統の相続人なのである⁵⁵⁾」という。

ところで、民主主義はまずなによりも政治的概念であり、その近代的形態においては普通選挙権をふくむ政治参加の志向、議会制民主主義への具体的展開が含意されている。普通選挙権は民主主義の制度の一断片にすぎないとはいえ、何らかの大きな国民的公共事務が存続する限り、議会制度は立法行為に従事するとともに行政機構を監察する不可欠の国民的機関であり、議会における活動はその他各方面の議会外の活動を互いに結びつけ・連関させる中心的役割をはたす。マルクスやプルドン(集権制と連邦制等、方向は相違する)が描出するように、民主主義の最初の仕事として近代国家制度および国民議会制度を廃棄するというのは、問題になりえない。未来の社会主義社会においても個別利益と共同利益の対立・葛藤はあり、それを社会的に調整するなんらかのセンター＝「管理体」は必要である。それに対し、国家の代わりに社会あるいはコミュニュー

ンという用語を使っても事態は変わらない、すなわち「国家死滅」説は否定される。言うまでもなく、地方や各単位の自治・自主的決定権を保証することは民主主義の不可欠の構成要素といえるが、地方団体や労働組合・協同組合等のいわゆる「アソシエーション」=中間団体をもってきても、それぞれが独立的な利益代表機関である限りそれだけを以てしては解決されない大局的な残された問題がある。

マルクスによる資本主義の発展傾向（『資本論』第I部最終章）はあくまで「傾向」なのであって、バルンシュタインの現実的論理としては、純粋にその正反対の極まで貫かれるには及ばないという。資本主義的蓄積の下でたとえ有産者（あるいは小資本家）が増えているとしても、社会主義の運動がなんら左右され不利になるわけではない。社会主義の勝利は社会の劣悪化に依存するわけではなく、社会的富ないし生産力の成長と労働者の知的・道徳的成長にこそ依存する。したがってまた、資本主義から社会主義への移行において、「社会民主党は、この社会〔市民社会〕を解消してその成員をことごとくプロレタリア化しようとするのではない。むしろ、社会民主党は、労働者をプロレタリアの社会的地位から市民のそれへと引き上げ、そうすることによって市民層あるいは市民的存在を一般化」しようとするのであって、市民社会にかえてプロレタリア社会を据えようとするのではない。「公民的自由の安泰は、社会民主党にとってつねにどのような経済的公準よりも上位におかれてきた。自由な人格を保証することは、すべての社会主義的方策の主要な目的なのである⁵⁷⁾」と。つまり、社会民主党が目指しているのは、近代の社会秩序から高次の社会秩序への漸進的交代を可能にする状態と前提条件を生み出すことであり、暴力的収奪や階級独裁は意味をなさないと繰り返している。

その場合、これまで社会主義においては成員の権利の拡張のみが強調されてきたが、社会民主党が政権をとったからといって、現在の状態と根本的に変わることはない。大衆のモラルの向上・生産力の増大等が急激に変わるとは考えられない。企業を公有化してもその管理機構は依然必要である。すなわち、現在でも妥当している経済的自己責任の原則の上に、社会主義の下での義務は遂行されなければならない。さもなくば自己責任に代わるものは、完全な専制か社会秩序の解体かであろう。かかる意味では、社会主義は、階級的政治的特権の廃止という民主主義の原理の経済・産業面での適用にすぎない。生産の社会化についても上記のような制度的・倫理的前提が欠けていては、生産力のはてしない荒廃、その帰結として無意味な実験に終わるだけであろう。全部の工場群を国有化することよりも、目覚ましい良い工場法を着実に実現することの方が社会主義に近いという。所有権の変更と生産様式の変更は概念的に区別されなければならない、配給制や無償の供給のみを社会主義とイメージするなら、それは粗野で空想的な社会主義であり手工業時代にふさわしいものとなろう。社会化の方法は生産手段所有権の変更以外にも多くの方法があり、工場立法の制定や労働組合の賃金協約、公共サービスの充実、学校教育制度の改革等、現存社会の枠内での改良政策の拡大と積み重ねは、社会主義への移行を実質的に準備する面で重要な意義をもつという⁵⁸⁾。

以上、ここではバルンシュタインの、彼の彼らしいところを中心に考察してきたが、その枢要点を摘記すれば、社会主義運動における漸進的改良主義的戦略が、資本主義の枠内において労働者の生活状態の改善を資本に迫ることによって、もとより貧困化の基準は進化する時代の要請に対応したものでなければならないとしても、長期的に歴史的にみて、労働者の生活は不断に豊か

になり向上していくこと。つまり、そこから社会主義は、労働者の貧困化の結果としてではなく、なによりも労働者の物質的富裕化と精神的向上・成熟の成果として、倫理的に社会主義を選択しその実現に近づきうること、かかる戦略的方向・目標が明確に採りあげられたことであろう。すなわち、マルクス・エンゲルスにおける『共産党宣言』以来一貫する、貧困・抑圧・危機から発出する革命論に対し、資本主義社会をふくむ現代社会の文明化の動向を視野に入れ、その上でそれを超える革命戦略のパラダイム変換を図ったものである。そこには同時に、敢ていえば、プロレタリアート独裁下における労働者階級および社会主義国家の社会的管理・調整能力に対する問題次元を先駆的に提出していたといえるのである。

ここには現代の民主主義的・改良的革命戦略への大きな転換があった。それゆえまた、それは民主主義論の原理的構成に連関し、民主主義はたんに手段としてではなく独自の価値をもつ目標とされる。社会主義は民主主義や自由主義の正統な後継者として、歴史的としての近代を確実に進化・発展させる使命を担うものであることが、現代的意義をもって表明された。それはまさしく、先進的民主主義から先進的社会主義へという現代社会主義の理論と実践の方向を考える上で、欠かせない視点というべきものであった。かくて、ベルンシュタインはいう。「民主主義とは、いつの場合でも、労働者階級がそもそもその知的成熟と、経済発展の高度とに応じて行使しうるかぎりでの、労働者階級による支配をいう⁵⁹⁾」と。現代の先進的社会における変革過程を考える上で、およそそれ以外の現実的な戦略方向はありえないだろう。かかる意味において、民主主義と社会主義の実現は、たんに生産手段の社会化によって事足りるとするものではなく、自由と責任の達成度合に応じて実現するものに外ならないといえるのである。

なお言うまでもなく、ベルンシュタインには致命的ともいえる欠点がないわけではない。19世紀末から20世紀初めにかけての思想家として、帝国主義（そして植民地問題）を誤認しその分析を欠落させていることはその最たるものであり、また、彼の民主主義論はその長所の裏面において階級視点からする権力論の希薄性が指摘されよう⁶⁰⁾。さらに、本稿の問題関心からすれば、マルクスの未来社会論にたいする経済学的なアプローチ、その批判的検討を欠いている（最後の問題は、彼の実践意識・至近未来に対する関心から問題の埒外にあったかもしれない）こと、換言すれば、社会主義と民主主義の関係については論じているが、社会主義（あるいは民主主義）と計画あるいは市場の問題については、残念ながら立ち入った議論がみられない。これらの諸点において大きな不満は残る、等の問題がある。

しかしながら、それにもまして、上述の基本的諸論点においてその積極的な理論的意義を見逃すことはできないだろう。爾来、ベルンシュタインは「修正主義」というレッテルのためとかく忌避され（ベルンシュタイン自身は「修正主義」という言葉を拒否していない）、彼の存命中は正当に評価されることなく、その理論体系も発展されることはなかった。確かに、1914年第一次世界大戦の開戦にあたって、ベルンシュタインは戦時公債に賛成票を投じた。しかし、戦時予算に反対したK・リープクネヒトの党除名問題には反対し、翌15年議会での新予算案には少数の同志とともに声明「刻下の急務」を発表し、反対票を投じている。かつての行動に関して、「当時の私は、そういう見方に反駁する大局的観点をすべて忘れていた。…〔ドイツ社会民主党が〕それまでヨーロッパの民主主義者の間で享受してきた大きな信用を、自分の手で剥奪してしまった」と反省する⁶¹⁾。戦時中は一貫して戦争に抵抗し、また社会民主党を脱党しH・ハーゼ、K・カウツキーら

と独立社会民主党（USPD）の結成（1916年）に参加（大戦後、社会民主党に復党）している。ヴァイマル時代には、国民政党的性格をおしだした改良主義的なゲルリッツ綱領（1921年）の作成⁶²⁾に尽力する（この綱領は短命であり、1925年には「原則主義的」なハイデルベルク綱領にかわる）が、A・ローゼンベルクによれば「時すでにあまりにおそすぎ」、悔しくもナチスの政権掌握前夜1932年12月、永遠の別れを告げる。

しかし、第二次世界大戦後のベルンシュタインは、民主主義の再評価という現代史の動向の中で、はじめて民主主義的社会主義の源流と見直され、大戦後の再建 SPD はもとより西欧の社会民主主義諸党が復活・再生するときその思想的礎となっていく。かくて、現代の新しい思想と運動の展開のなかで、ベルンシュタインの理論と思想は、「民主的社会主義」の思想的原点をなすものと位置づけられている。善・悪、賛・否はいずれにせよ、現代の革新的社会主義運動を展望するとき、ベルンシュタインの再検討は欠かすことのできないものであるとおもわれる。

注

- 1) 拙稿「後期マルクスにおける革命戦略の転換〈1〉」『立命館経済学』第61巻第6号、2013年3月
- 2) 法的政治的観点からは善し悪しと関係なく、革命とは、実力によって実定法体系（とくに憲法）の根本を覆す行為であり、したがって合法的革命は、法学的概念としては、「革命」ではない。逆に、国民合意の力によるにせよ法の根本が破棄されたと認められない場合には、無血革命もまた革命である。

なお、ジョルジュ・ソレルは「暴力Gewalt」の仏訳語として、「violence（暴力）」と「force（強制力）」をあて、マルクス『資本論』の訳語としても両方を用いている。彼の訳意としては、前者は下からの力（プロレタリア的）、後者は上からの力（ブルジョア的）の意義が付与されている。いずれも個人的なものではなく社会的な力の行使であることに変わりはない。本稿においては、両意義を捉えつつもとくに区別することなく、Gewaltの訳語としては「暴力」をあてる。ソレル『暴力論』（1907）岩波書店、1933年

- 3) K・マルクス『哲学の貧困』（1847）、『マルクス＝エンゲルス全集』第4巻、大月書店（以下MEWと表記、なお、訳文は異なることがある。〔 〕内は筆者補足）
- 4) K・マルクス＝F・エンゲルス『共産党宣言』（1848）、MEW4

上述注2)に関連するが、ここで「暴力革命」という場合その対語は「平和革命」であり、物理的力・武装力の発動をとまなう革命をいう。向坂逸郎訳『共産党宣言』岩波文庫版（1951年）では、「暴力Gewalt」の語がいずれも「強力」とされているが、一種の意識であり適切とはおもわれない。MEWにおいても少数ではあるが、訳者によりGewaltを「強力」と訳した例がある。しかし、「暴力革命」を「強力革命」としたところで事態の真相はいっこうに変わらず、また、平和革命においても立法措置をふくめ何らかの「強力」は作用する。

なお、向坂は、第二次大戦後いち早く、日本における「平和革命論」を提起し先駆的役割を果たしたが、それが逆に『宣言』の訳語の選択に影響しているとおもわれる。なおまた、日本共産党は、ほぼ同時期に「占領下平和革命論」を唱えているが、両者ともGHQの権力的性格を過小評価している点では、共通していた。向坂逸郎「歴史的法則について—社会革命の展望」『世界文化』1946年9月、上田耕一郎『戦後革命論争史』大月書店、1957年等参照

- 5) エンゲルスは『共産主義の原理』の中において、「私的所有の廃止は、平和的な方法で可能だろうか？」との問いにたいし、「平和的におこなわれることは望ましいことであろう。共産主義者は疑いもなく決してそういうことには反対しないだろう。そして共産主義者は、あらゆる陰謀は無益なばかりか、むしろ有害でさえあることを知りすぎるほど知っている…」と答えている。

F・エンゲルス『共産主義の原理』（1847）、MEW4

- 6) マルクスは後期『資本論』段階においても一貫して、暴力の社会的に積極的・革命的な役割を認めている。『資本論』第I部第24章「いわゆる本源的蓄積」における「暴力は、古い社会が新たな社会を孕んだときにはいつでもその助産婦になる。暴力はそれ自体が一つの経済的な潜勢力なのである」という語句はとくに有名である。
- マルクス『資本論』第I部(1867)、MEW23、およびエンゲルス『反デューリング論』(1878)、MEW20等参照
- 7) マルクス「ハーグ大会についての演説」、MEW18
- マルクスの平和革命論は、彼の亡命の地イギリスでの生活と経験から演繹されたものであったとおもわれる。その場合、そこにおける進んだ民主主義的議会制度等の合法的諸条件が一般に最大要因とされるが、同時に、歴史的に形成されたイギリスにおける労働者階級の心性と特質、すなわち、果てしないユートピア的革命的期待よりも、困難と困苦のもとでの自制心と忍耐、自己改善と法に対する信頼と改良主義的運動(a reformist Movement)という要因が、むしろ平和革命の可能性を規定するものであったといえる。そして、ブルジョアジーとその政府もまた暴力にかわる新しい選択を迫られ理解した、という。R・ハリスン『近代イギリス政治と労働運動』未来社、1972年、およびE・J・ホブズホーム『イギリス労働史研究』ミネルヴァ書房、1968年参照
- 8) 同上、マルクス
- マルクスの実際の演説においては、引用文中の〈 〉の部分(MEW注解にもとづき、筆者挿入)が存在したが、それが削除されその代わりに、新聞には「しかしながら、それはすべての国に当てはまるわけではない」という、簡単で差し障りのない言葉に置き換えられた。
- 9) マルクス『「ザ・ワールド」通信員とのインタビュー』(1871)、MEW17、マルクス「社会主義者取締法にかんする帝国議会討論の概要」(1878)、MEW34、「マルクスからヘンリ・メアズ・ハイドマンへ」(1880年12月8日)、MEW34、マルクス「フランス労働党の綱領前文」(1880)、MEW19、等
- 10) エンゲルス『社会民主党綱領草案への批判』(1891)、MEW22
- 11) 同上、エンゲルス
- 12) エンゲルス『ドイツにおける社会主義』(1891)、MEW22
- 13) エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』(1884)、MEW21
- 14) エンゲルス『カール・マルクス「フランスにおける階級闘争」への序文』(1895)、MEW22(以下『階級闘争序文』あるいはたんに『序文』と略称)
- なお、この『序文』については、ドイツ政府当局の検閲を顧慮し、SPD指導部が『序文』中の革命戦略の非平和的・非合法的方法に抵触する部分を、エンゲルスの意に反して削除するという事件が起こった。また、後に『序文』自身の平和的・合法的戦略をめぐる、修正主義論争と「序文」論争は並行しつつ、E・ベルンシュタイン、K・カウツキー、R・ルクセンブルクらによる論戦が展開され、さらにまた後、B・リャザノフおよび『全集』編集部の注解の解釈等、現在に至る解釈と論争のながい歴史がある。これら削除問題、とくに『序文』の提起する革命の新戦略をめぐる論争は、当時のSPDの動向ともかかわって興味あるところであるが、本稿では紙幅の都合と力量不足により省略したい。なお、これら問題については、下記の淡路が詳しい。参照されたい。淡路憲治『西欧革命とマルクス、エンゲルス』未来社、1981年
- 15) 同上、エンゲルス『序文』。なお、ここでエンゲルスが、パリ・コンミュンについて消極的な評価をおこなっていることに注意を促しておきたい。また既に前稿(本論前掲注1)において、マルクスはパリ・コンミュンに際会して、一時的にせよ、48年当時の古い永続革命の思想が甦ったが、しかし、コンミュン終熄後、二度とそこに戻ることはなかった、とのリヒトハイムの見解を紹介した。マルクス後年(1881年)のニューウェンホイスへの手紙においては、パリ・コンミュンに対するきわめて厳しい評価が示されている。「パリ・コンミュンは…例外的条件のもとでの一都市の反乱でしかなかったことは別としても、コンミュンの多数者は決して社会主義派ではなかった」「彼らにいくらかでも常識があれば、全人民にとって有益な妥協を—その当時からえることが可能であった」

だろうと、否定的な回顧がなされている。マルクス「フェルディナンド・ドメラ・ニューエンホイス宛の手紙」MEW35

16) 前掲6)エンゲルス『反デューリング論』

なお、イギリスにおいては、1820年代末から30年代にかけて、ロンドンにおいて従来の夜警のかわりに内務省直轄の首都警察軍が創設され、その後、統制のとれた能率的な職業的警察が地方都市にも導入されていった。いくつかの武力衝突とチャーティストの敗退の後、国民の自然権的な自衛権としての武装は、物理的・技術的にますます非現実的なものになっていったという。都築忠七編『資料イギリス初期社会主義』平凡社、1975年参照

ドイツにおいても、一般兵卒の主要な供給源は東部地方の農業プロレタリアートであったが、軍政当局は秘密監視簿をつくり党関係者が指揮官に進級できないようにしており、首都や重要工業都市には内乱に備えて特別司令部等、厳戒体制が敷かれるようになっていたという。なお、エンゲルスは、国民皆兵義務を廃止し職業軍に改組しようとするプロイセン支配階級の意図に対し、軍事・予算のおよび革命的観点から、むしろ逆に、「一般兵役義務は、普通選挙権の必要にして当然な補足物である」とそれに反対し、民兵制の存続を主張している。

エンゲルス『プロイセンの軍事問題とドイツ労働者党』（1865）MEW16、同『ヨーロッパは軍備を縮小しようか?』（1893）MEW22等。浅井啓吾「晩年のエンゲルスにみるドイツ革命の戦術論」『経済系』第68集、1966年4月参照

17) 前掲14)エンゲルス『序文』

18) 同上。なお引用文中の〈 〉内は前掲注14)の事情より、SPD指導部により削除された部分である。以下同様。

19) 同上

20) 佐瀬昌盛「マルクス主義から修正主義へ」、民主社会主義研究会編『大系民主社会主義 第1巻 思想』文藝春秋、1980年。関連してその外に、前掲16)浅井啓吾、および吉村忠穂「エンゲルスの所謂『政治的遺言』（1895年）と現代革命」『亜細亜大学教養部紀要』第26号、1982年11月

21) A・ローゼンベルク『ヴァイマル共和国成立史』みすず書房、1969年、および村瀬興雄『ドイツ現代史』[増補第9版]、東京大学出版会、1970年（初版は1954年）、安世舟『ドイツ社会民主党史序説』御茶の水書房、1973年等参照

22) エンゲルスにおける戦略転換の時期設定という本節(3)における叙述は、前掲14)淡路の問題意識を参考としそれを基本的に踏襲している。

23) エンゲルス「カール・マルクス「フランスの内乱」への序文」（1891）、MEW22

24) 柴田高好『マルクス国家論入門』現代評論社、1973年参照

なお、柴田は、マルクスとエンゲルスさらにレーニン三者の国家論を考察しているが、なかでもとくにマルクスとエンゲルスの国家論の異同に焦点をあて、前者のコンミュン型国家論に対し後者の民主共和国型国家論の相違を対置させている。

25) 前掲10)エンゲルス

26) エンゲルス「ポール・ラファルグへの手紙」（1892年11月3日）、MEW38

27) エンゲルス「『ル・フィガロ』紙特派員とのインタビュー」（1893年5月8日）、MEW22

28) エンゲルス『フランスとドイツにおける農民問題』（1894）MEW22

29) 前掲注16)と関連するが、エンゲルスは、軍隊の3分の1ないし5分の2が社会主義的になるときを革命的状況の一つのエポックとみなすなど、軍隊と兵士の階級的編成に注目し、先にあげた『プロイセンの軍事問題とドイツ労働者党』、『ドイツにおける社会主義』、『ヨーロッパは軍備を縮小しようか?』、『ル・フィガロ』紙へのインタビュー、そして『序文』等、いくつかの箇所でも軍事問題に論及している。またそれらより、旧支配階級の内乱に対処する、「常備軍から、民兵に編成された国民武装への全般的移行」という表現のもとに、プロレタリアートの階級的な軍事組織を展望していたことがうかがわれる。エルフルト綱領における国民皆兵・民兵教育制度の提唱とも関連する。

- 30) 前掲12)エンゲルス
 31) 前掲14)エンゲルス
 32) 太田仁樹「マルクス主義思想史の中のレーニン」, 上島武・村岡到編『レーニン 革命ロシアの光と影』社会評論社, 2005年所収, 森下敏男『ソビエト憲法理論の研究』創文社, 1984年参照
 33) レーニン『国家と革命』(1917), 『レーニン全集』第25巻, 大月書店(以下『L全集』と表記)
 34) レーニン『「左翼的」な兇戯と小ブルジョア性について』(1918), 『L全集』27
 「買いもどし」というレーニンの語は, 元々前掲22)エンゲルス『農民問題』からのものである。
 35) レーニン『プロレタリア革命と背教者カウツキー』(1918), 『L全集』28
 36) レーニン『スローガンについて』(1917), および『全権力をソヴェトへ!』(1917)等, 『L全集』25
 37) レーニン『妥協について』(1917), 『L全集』25, および『革命の任務』(1917), 『L全集』26等
 革命の暴力的形態とプロレタリアート独裁の問題に関連し, レーニンは革命前の『国家と革命』において, 「階級闘争の承認をプロレタリアートの独裁の承認に拡張する者だけが, マルクス主義者である」という周知の命題を提出しているが, 革命後は『プロレタリア革命と背教者カウツキー』をふくめ, とりわけ新たな世界組織コミンテルンの結成に向け, プロレタリアート独裁がマルクス主義における階級闘争の学説の神髄であり, ボルシェヴィキ的基準であるとされた。1919年共産主義インタナショナル(=コミンテルン)創立大会に提案された22箇条のテーゼは, レーニンのプロレタリア独裁論が, 最も明瞭かつ体系的に展開されたものとみることができる。そこでは, 独裁の擁護か民主主義の擁護か, ソビエト権力かそれともブルジョア議会かが問題の核心であるとされ, 「ブルジョアジーの独裁か, あるいはプロレタリアートの独裁以外に, 中間的なものはありえない」, 最も深刻な革命・急激な転換は「ブルジョア議会主義的民主主義の古い枠のなかではおこなわれえない」等の命題がいわば「踏み絵」の形でよりこまれ, コミンテルンを通して普遍化されていった。
 レーニン, 共産主義インタナショナル第1回大会における『ブルジョア民主主義とプロレタリアートの独裁についてのテーゼと報告』(1919), 『L全集』28. また, レーニンの平和革命論に関連しては, 富沢賢治「革命後のレーニンの先進国プロレタリアート独裁論」『一橋論叢』第65巻6号, 1971年6月, 衣笠哲生「中ソ論争と平和革命論」『法政研究』第32巻2-6合併号(下), 1966年3月等参照
 38) 同上, レーニン『妥協について』
 39) 前掲注15)参照
 マルクス「フェルディナンド・ドメラ・ニーウエンホイス宛の手紙」MEW35
 40) 後掲不破によれば, 平和的革命戦略をめぐるマルクス・エンゲルスとレーニンの乖離の原因について, レーニンは当時, マルクス・エンゲルスの上記問題に関連する以下の言説を知りえなかったことに一因があると, 詳細に紹介している。①E『共産主義の原理』, ②M「チャーチスト」③M「行政改革協会〔憲章〕」, ④M「『ザ・ワールド』通信員とのインタビュー」, ⑤M「ハーグ大会についての演説」, ⑥M「社会主義者取締法にかんする帝国議会討論の概要」, ⑦E『資本論』英語版『序文』(上記のEはエンゲルス, Mはマルクス)。このうち①, ②, ③, ④, ⑥の文献は, レーニン死後公刊されたものだという。不破哲三『レーニンと「資本論」』第5巻, 新日本出版社, 2000年
 41) 但し, 最晩年のレーニンにおいては, 1921年の新経済政策(NEP)への転換とともに, 国際的にも, コミンテルン第3回大会(1921年)および同第4回大会(1922年)における, 統一戦線戦術等先進国革命を視野においた戦略転換の試みがある。そこにおいては, ロシアの特殊性を一般化することなく西欧先進国における社会主義化の道等, 多様な革命戦略探求の萌芽がみられるが, 病魔との闘いにおいてそれを完遂・成熟させることなく終わった。
 42) エンゲルスの死後, 『序文』の評価をめぐるベルンシュタイン, カウツキー, ローザ・ルクセンブルク等の中で論争がおこなわれているが, その受けとめ方は三者三様である。ベルンシュタインが, 『序文』を普通選挙権と議会制を通じた合法主義の道を示した論文とするのに対し, カウツキーは, いかなる条件下においても革命的手段を断念する合法主義に終始するものではないと, 『序文』と従

来の立場との整合性を主張する。注目されるのはローザであり、彼女は死の前年のKPD創立大会での演説「綱領について」（1918年）において、『序文』を「議会主義一本槍」の論文と厳しく批判し、依拠すべき原点は48年の『宣言』であり、マルクス・エンゲルスが48年に立っていた地盤にもどるべきだとする。

なお、ローザはドイツ革命の際の国民議会ボイコット戦術を以って、彼女自身による思想・理論と誤解されているが、ドイツ共産党創立大会（1918年12月～19年1月）における彼女の報告「綱領について」をみれば、急進左派のボイコット戦術の主張に反対であったことが分る。しかし、翌19年1月にはK・リープクネヒトとともに虐殺されており、それを是正する時間がなかった。なおまたその後、彼女ら練達の指導部なき後、KPDはコミンテルンの極左的政治方針に翻弄されていく。ローザ・ルクセンブルク『ローザ・ルクセンブルク選集』第4巻、現代思潮社、1969年、足利末男「訳者あとがき」、A・ローゼンベルク『近代政治史』みすず書房、1968年所収、ケヴィン・マグダーマツナジェレミ・アグニュー『コミンテルン史』大月書店、1998年等参照

- 43) 日本共産党中央委員会宣伝教育部編『81カ国共産党・労働者党代表者会議の声明と世界各国人民への呼びかけ』日本共産党中央委員会出版部、1961年
- 44) 「陣地戦」という理論と用語は、アントニオ・グラムシの市民社会と国家の関係の分析等とともに、西方の発達した資本主義国における革命戦略を考察する際の中心概念であるが、すでに『序文』の中に萌芽的ながら同様の思想と言葉があることに改めて注目されたい。
- 45) 前掲43)
- 46) 石堂清倫編『現代革命と反独占闘争』合同出版社、1961年所収。その他、社会主義政治経済研究所『現代革命の基本問題』合同出版社、1961年、等参照
- 47) ジョルジュ・マルシェ『民主主義の挑戦』合同出版、1977年、エンリコ・ベルリングエル『先進国革命と歴史的妥協』合同出版、1977年、サンティアゴ・カリリオ『「ユーロコミュニズム」と国家』合同出版、1979年、不破哲三『人民的議会主義』新日本出版社、1970年等参照。

上記不破においては、「プロレタリアート独裁」論がなお、護持されている。その後、「独裁 dictatura」の訳語が「執権」に変更（1973年）されるが、（日本共産党）現綱領において、「プロ独」論が最終的に放棄されたのかどうか、必ずしも明確でない。

なお、現代の世界規模での革新運動を展望するとき、第二次世界大戦後における西欧社会民主主義の運動に注目する必要がある。とりわけ現在のSPDは戦間期における手痛い敗北およびその反省と総括の上に、マルクス主義との関係を清算することにより民主主義を重視した新しい「民主的社会主義」の目標を設定し、「ゴードスベルク綱領」（1959年）、「ベルリン綱領」（1989年）、および社会主義国際ナショナル「ストックホルム宣言」（1989年）等のかたちで発展してきており、世界政治の中で動かしえない影響力を発揮している。しかし、これら政治的・思想的潮流とその運動についての考察は他日に期したい。

O・ラフォンテーヌ『社会民主主義の新しい選択』現代の理論社、1990年、ホルスト・ハイマン『民主的社会主義と社会民主主義』現代の理論社、1992年、等参照

- 48) このベルンシュタインの警句は、これまで修正主義の改良主義的本質を語るものとして、最も攻撃的の的となってきたものである。しかし、下記のエンゲルスの言葉と比べると、そこにはほとんど差異は認められないであろう。エンゲルスは未来社会の発展予測について次のようにいう。「われわれには終極目的などありません。われわれは進化主義者です。われわれには、人類に終極の掟を命令するつもりなどありません。」前掲27)エンゲルス
- 49) エドゥアルト・ベルンシュタイン『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』（1899）ダイヤモンド社、1974年（佐瀬昌盛訳、以下『諸前提』と略称）

なお、ベルンシュタインは正統派マルクス主義の支配的影響力に疎外されてのことか、比較的最近まで日の目を見るのが少なく、わが国においては上記著者、および『科学的社会主義はいかにして可能か』（1901）、自伝的論著『一社会主義者の発展のあゆみ』（1924）いずれも同上書所収の他に、

『社会主義の過去及現在』(1922)日本評論社, 1936年等の邦訳があるだけである。したがってまた、そのような政治的・講壇的傾向と無縁ではないとおもわれるが、大方の研究はベルンシュタイン=「修正主義」とする専ら批判的観点からの研究であり、彼の思想・理論を独自の客観的对象とした研究は少ない。かかる研究動向のなかで、本稿の補論は、初期的検討にすぎないものであるが、その理論的な積極的一断面に照明をあてたものである。

- 50) ピーター・ゲイ『ベルンシュタイン』木鐸社, 1980年, 関嘉彦『ベルンシュタインと修正主義』早稲田大学出版部, 1980年等参照
- 51) 前掲49)ベルンシュタイン『科学的社会主義はいかにして可能か』
- 52) 前掲49)『諸前提』
- 53) ベルンシュタインのロンドンでの生活スタイルは、自らに傾倒する一部の人以上には孤高の書齋人として閉じこもりがちだったマルクスに比べ、ベルンシュタインは偏見なしに思想の異なる人と交際し、経験に照らして自分の考えを修正していく実行の人であったという。イギリス社会主義の諸潮流のうちとりわけフェビアン社会主義者との接触・交流は、ベルンシュタインの思想形成に大きな影響を与えたといわれる。
- 前掲50) P・ゲイ, 関, および前掲20)佐瀬, 等参照
- 54) 前掲49)『諸前提』
- 『共産党宣言』には、「労働者革命の第一歩は、プロレタリア階級を支配階級にまで高めること、民主主義を闘いとること」とあるが、ここにおける民主主義とは、永続革命論の観点からの多数者としての「民衆の支配 democracy」であり、それは社会主義への過渡点・その「第一歩」としてのプロレタリアートの独裁であり、したがって、それは通過点における手段であって、独自の価値を有する社会主義としての最終目標をなすものではなかった。
- 55) 同上
- 56) 同上
- 57) 同上。ここでのベルンシュタインの論旨は、市民社会および市民的人間の転変とそのアソシエーション的結合による社会主義という平田清明の議論に通底するものであり、平田がこれを意識していたかどうかは別として、ベルンシュタインの労働者の「市民化」論は、内容的にその先駆けをなすものであったといえよう。
- 58) 同上, および前掲50)関
- 59) 同上『諸前提』
- 60) 熊谷一男「ベルンシュタイン『修正主義論』の再検討」、井汲卓一ほか『講座現代のイデオロギー』第4巻, 三一書房, 1962年所収, 浅井啓吾「ドイツ社会民主党の国家論」『経済系』第62集, 1964年10月, 平子友長『社会主義と現代世界』青木書店, 1991年, 等参照
- 61) 前掲49)ベルンシュタイン『一社会主義者の発展のあゆみ』
- 62) アルトゥール・ローゼンベルク『ヴァイマル共和国史』東邦出版, 1976年